

平成28年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成28年8月12日

上場会社名 株式会社エボラブルアジア 上場取引所 東
 コード番号 6191 URL http://www.evolableasia.com
 代表者 (役職名)代表取締役社長 (氏名)吉村 英毅
 問合せ先責任者 (役職名)取締役CF0 (氏名)柴田 裕亮 (TEL)03(3455)0836
 四半期報告書提出予定日 平成28年8月12日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成28年9月期第3四半期の連結業績(平成27年10月1日～平成28年6月30日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
28年9月期第3四半期	2,757	—	431	—	395	—	238	—
27年9月期第3四半期	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 包括利益 28年9月期第3四半期 252百万円(—%) 27年9月期第3四半期 —百万円(—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
28年9月期第3四半期	16.01	15.22
27年9月期第3四半期	—	—

(注) 1 平成27年9月期第3四半期においては、四半期連結財務諸表を作成していないため、平成27年9月期第3四半期の数値及び平成28年9月期第3四半期の対前年同四半期増減率については記載しておりません。

2 当社は、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株、平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。平成28年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算出しております。

3 当社は、平成28年3月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、平成28年9月期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、新規上場日から当第3四半期連結会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
28年9月期第3四半期	4,265	2,256	50.8
27年9月期	2,064	397	16.5

(参考) 自己資本 28年9月期第3四半期 2,168百万円 27年9月期 341百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
27年9月期	—	0.00	—	0.00	0.00
28年9月期	—	0.00	—		
28年9月期(予想)				0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成28年9月期の連結業績予想(平成27年10月1日～平成28年9月30日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	3,987	44.7	610	95.0	569	86.4	341	97.7	22.24

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 1株当たり当期純利益は、平成28年3月31日に東京証券取引所へ上場したことによる公募株式数(620,000株)及びオーバーアロットメントによる売出しに関連する第三者割当増資分(149,500株)を含めた期中平均株式数により算定しております。

※ 当社は、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株、平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。連結業績予測の1株当たり当期純利益については、当該株式分割の影響を考慮しております。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) : 無

新規 一社 (社名) — 、除外 一社 (社名) —

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)

28年9月期3Q	16,624,800株	27年9月期	13,725,000株
----------	-------------	--------	-------------

② 期末自己株式数

28年9月期3Q	—株	27年9月期	—株
----------	----	--------	----

③ 期中平均株式数 (四半期累計)

28年9月期3Q	14,908,785株	27年9月期3Q	13,725,000株
----------	-------------	----------	-------------

(注) 平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株、平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、発行済株式数 (普通株式) を算定しております。

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了していません。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている予想数値は、現時点において入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定要素を含んでおります。実際の業績等は内外の状況変化等により、本資料の数値と異なる場合があります。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. サマリー情報(注記事項)に関する事項	4
(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動	4
(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	4
(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	4
3. 四半期連結財務諸表	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	9
(継続企業の前提に関する注記)	9
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	10
(セグメント情報等)	11
(重要な後発事象)	12

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社はオンライン旅行業を主軸として、業績を拡大して参りました。また、オンライン旅行事業におけるOEM提供ノウハウを、海外旅行代理店のWeb媒体及び日本国内の訪日旅行サイトに展開可能である点、自社のITオフショア開発エンジニアにより顧客ニーズに合致した開発の実施が可能である点を活かし、訪日旅客を対象としたサービスを推進しております。

平成24年より開始したITオフショア開発事業においては、ベトナムにおけるラボ型開発を主軸に、多業種にわたり順調に顧客先を獲得し、雇用エンジニア数を増加させ、平成28年6月現在は500名規模まで成長しております。

このような環境の中、当社グループの当第3四半期連結累計期間の売上高は2,757,994千円、営業利益は431,643千円、経常利益は395,453千円、税金等調整前四半期純利益395,670千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は238,779千円となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

①オンライン旅行事業

オンライン旅行事業では、以下4つのサービスを提供しております。

- ・BtoCサービス（PC、スマートフォンにて一般消費者向けの旅行商材の直販サイトの運営）

新規顧客獲得のためにSEM強化、リピーター増加施策のためにUIの改善等を実施したことが寄与し、利用者が順調に増加致しました。

- ・BtoBtoCサービス（提携先企業のブランドにて旅行コンテンツを提供する事業）

主要取引先のニーズに合致したサービスを提供し、取引先において使用頻度を高めてもらうために、取引先とのコミュニケーションを強化したことが寄与し、利用額が増加致しました。

- ・BtoBサービス（他社旅行会社に対するホールセール事業）

航空会社の業界動向や取引先の施策に影響を受ける部分があり、国内線運航数の増加にともない、国内航空券を取り扱うオンライン旅行代理店業界全体が活況となり、売上高は堅調に推移しました。

- ・BTMサービス（企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を一元管理する事業）

基本的に顧客企業数の増加及び利用率の増加と連動して売上が増加するビジネスモデルであるため、営業人員の追加、及び既存顧客中の利用率が相対的に低い顧客の掘り起し等を実施したことにより成長しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間のオンライン旅行事業の売上高は1,932,427千円、セグメント利益は648,544千円となりました。

②ITオフショア開発事業

ITオフショア開発事業では、ベトナムのホーチミン、ハノイ及びダナンにて、主にEコマース・Webソリューション・ゲーム・システム開発会社等を顧客として、ラボ型の開発サービスを提供しております。

当社のラボ型開発モデルは、顧客ごとに専属のスタッフを都度新規採用してチームを組成する点にあります。また、顧客が随時ラボの開発状況を確認することが可能なスタイルとなっております。専属スタッフの中長期的なアサインを前提としておりますので、採用段階でいかに顧客のニーズに合致した人材を採用するか、各エンジニアのモチベーションをいかに高めていくかが開発の成否を左右します。

また、基本的に人月単価×人員数によって顧客に請求を行うビジネスモデルであり、クライアントに提供するエンジニア数と人月単価が売上に大きく影響を与えます。当第3四半期連結累計期間においてはエンジニアの人員数の増加と、開発の効率化に伴う単価の上昇が、売上の増加に寄与しました。

この結果、当第3四半期連結累計期間のITオフショア開発事業の売上高は909,087千円、セグメント利益は75,338千円となりました。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ2,201,179千円増加し4,265,365千円となりました。これは主に、現金及び預金が1,371,207千円増加したこと、売掛金が358,684千円増加したこと、ソフトウェアが58,607千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債につきましては、前連結会計年度末と比べ341,822千円増加し、2,008,774千円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が363,126千円増加し、短期借入金99,969千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ1,859,357千円増加し、2,256,591千円となりました。これは主に、増資による資本金等の増加1,604,566千円によるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

通期の業績見通しにつきましては、平成28年7月19日に公表しました内容に変更はございません。なお、業績予想は、同資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成しており、実際の業績は今後様々な要因によって予想数値と異なる場合があります。

2. サマリー情報(注記事項)に関する事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動

該当事項はありません。

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第3四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。

3. 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	638,984	2,010,191
受取手形及び売掛金	609,909	968,593
商品及び製品	75,460	324,090
繰延税金資産	16,558	18,349
未収入金	100,290	111,561
その他	80,084	157,781
貸倒引当金	△329	△388
流動資産合計	1,520,957	3,590,179
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	33,347	17,953
車両運搬具（純額）	382	263
工具、器具及び備品（純額）	26,954	15,430
有形固定資産合計	60,684	33,647
無形固定資産		
のれん	40,619	31,241
ソフトウェア	113,981	172,588
無形固定資産合計	154,600	203,830
投資その他の資産		
投資有価証券	3,900	39,000
関係会社株式	10,000	—
繰延税金資産	5,021	4,803
差入保証金	303,777	388,461
破産更生債権等	41,882	38,661
その他	5,245	5,442
貸倒引当金	△41,882	△38,661
投資その他の資産合計	327,943	437,708
固定資産合計	543,229	675,186
資産合計	2,064,186	4,265,365

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	668,841	1,031,967
短期借入金	325,108	225,139
未払金	215,062	283,491
未払費用	68,110	80,122
未払法人税等	72,372	60,679
賞与引当金	43,428	20,778
ポイント引当金	763	2,360
1年内返済予定の長期借入金	18,204	18,204
為替予約	1,596	10,815
その他	73,298	97,669
流動負債合計	1,486,786	1,831,229
固定負債		
長期借入金	99,778	86,125
長期預り保証金	80,387	91,420
固定負債合計	180,165	177,545
負債合計	1,666,952	2,008,774
純資産の部		
株主資本		
資本金	215,000	1,018,516
資本剰余金	20,000	823,516
利益剰余金	104,548	343,327
株主資本合計	339,548	2,185,360
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	△1,075	△7,235
為替換算調整勘定	3,093	△9,561
その他の包括利益累計額合計	2,018	△16,797
非支配株主持分	55,668	88,028
純資産合計	397,234	2,256,591
負債純資産合計	2,064,186	4,265,365

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成28 年6月30日)
売上高	2,757,994
売上原価	489,254
売上総利益	2,268,739
販売費及び一般管理費	1,837,096
営業利益	431,643
営業外収益	
受取利息	466
貸倒引当金戻入益	3,220
その他	1,547
営業外収益合計	5,234
営業外費用	
支払利息	7,873
為替差損	10,153
上場関連費用	18,965
その他	4,432
営業外費用合計	41,425
経常利益	395,453
特別利益	
固定資産売却益	1,000
特別利益合計	1,000
特別損失	
固定資産売却損	784
特別損失合計	784
税金等調整前四半期純利益	395,670
法人税等	112,371
四半期純利益	283,298
非支配株主に帰属する四半期純利益	44,518
親会社株主に帰属する四半期純利益	238,779

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間(自
平成27年10月1日 至 平成28
年6月30日)

四半期純利益	283,298
その他の包括利益	
繰延ヘッジ損益	△6,160
為替換算調整勘定	△24,814
その他の包括利益合計	△30,974
四半期包括利益	252,324
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	219,964
非支配株主に係る四半期包括利益	32,359

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、平成27年10月29日付で、Fenox Venture Company IX, L.P.、Fenox Venture Company VIII, L.P. 及び Fenox Venture Company III, L.P. から第三者割当増資の払込を受けました。この第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ165,137千円増加しております。

また、当社は、平成28年3月31日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。上場にあたり、平成28年3月30日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株発行620,000株により、資本金及び資本準備金がそれぞれ513,360千円増加しています。

さらに、平成28年5月9日を払込期日とする有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株発行149,500株により、資本金及び資本準備金がそれぞれ123,786千円増加しております。加えて、新株予約権の権利行使に伴う新株発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,233千円増加しております。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金は1,018,516千円、資本剰余金は823,516千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成28年10月1日至平成28年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
	オンライン 旅行	ITオフショア 開発	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,932,427	821,738	3,828	2,757,994	—	2,757,994
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	87,348	—	87,348	△87,348	—
計	1,932,427	909,087	3,828	2,845,343	△87,348	2,757,994
セグメント利益又は損 失(△)	648,544	75,338	△38	723,844	△292,200	431,643

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額△292,200千円は全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(重要な後発事象)

1. 株式分割

当社は、平成28年6月14日開催の取締役会決議に基づき、平成28年8月1日付をもって株式分割を実施いたしました。

(1) 株式の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成28年7月31日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株当たり3株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式

分割前の発行済株式総数	5,559,000株
今回の分割により増加した株式数	11,118,000株
分割後の発行済株式総数	16,677,000株

③ 分割の効力発生日

平成28年8月1日

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

2. 第三者割当による募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、平成28年7月25日開催の当社取締役会において、株式会社光通信に対して、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、第三者割当による新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を下記のとおり決議し、平成28年8月10日に払込が完了いたしました。

イ 銘柄

株式会社エボラブルアジア第7回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

1,662個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式166,200株とし、下記（4）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルーアタス・コンサルティングが、当社の本新株予約権の発行要項を考慮し、本新株予約権の決議日前営業日の当社普通株式の株価終値（4,720円）、行使価額（4,720円）、満期までの期間（5年）、ボラティリティ（51.46%（類似上場会社平均値））、無リスク利率（-0.328%）、配当利回り（0%）、過去の対象事業取扱高を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した本新株予約権

1個当たりの金額と同額であり、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得し、その算定結果を参考に決定したものであります。

(3) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

784,630,200円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金4,720円とする。

なお、本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額 ×

$$\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の発行決議日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成28年10月1日から平成33年11月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使期間中において次の各号に掲げる条件を満たした場合、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 権利行使期間中に、新株予約権者が当社に対して顧客を紹介したことにより、当該顧客と当社との間に当社が提供するサービス（BTMサービス、旅行コンテンツOEM提供サービス、ITオフショア開発サービス及びオフショアBPOサービス）に係る契約が成立し、権利行使期間における当社各事業年度（10月1日～9月末日）において、当該契約に係る取扱高（当社が提供するサービスに係る当社の顧客に対する総販売額をいう。以下同じ。）の合計が50億円以上になった場合：新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50パーセントを行使期間満了までに行使することができる。

(b) 権利行使期間中に、新株予約権者が当社に対して顧客を紹介したことにより、当該顧客と当社との間に当社が提供するサービス（BTMサービス、旅行コンテンツOEM提供サービス、ITオフショア開発サービス及びオフショアBPOサービス）に係る契約が成立し、権利行使期間における当社各事業年度（10月1日～9月末日）において、当該契約に係る取扱高の合計が100億円以上になった場合：新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100パーセントを行使期間満了までに行使することができる。

② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

3. 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、平成28年7月25日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び新規採用者に対して、新株予約権を発行することを下記のとおり決議し、平成28年8月10日に払込が完了いたしました。

イ 銘柄

株式会社エボラブルアジア第8回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

405個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式40,500株とし、下記（4）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の本新株予約権の発行要項を考慮し、本新株予約権の決議日前営業日の当社普通株式の株価終値（4,720円）、行使価額（4,720円）、満期までの期間（10年）、ボラティリティ（54.31%（類似上場会社平均値））、無リスク利率（-0.219%）、配当利回り（0%）を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した本新株予約権1個当たりの金額と同額であり、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得し、その算定結果を参考に決定したものであります。

(3) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

191,200,500円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1株あたり4,720円とする。

なお、本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額 ×

$$\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の発行決議日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成28年10月1日から平成38年9月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 1) 平成29年9月期、平成30年9月期、平成31年9月期のいずれかの連結会計年度にかかる連結損益計算書の営業利益が15億円を超過した場合において、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。
- 2) 新株予約権者は以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
 - (ア) 平成29年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の3分の1について行使することができる。
 - (イ) 平成30年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の3分の2について行使することができる。
 - (ウ) 平成31年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。

なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。